

県北広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年4月26日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 路線名 野田長内線
- 2 供用開始の区間 九戸郡野田村第37地割字焼切30番199地先から30番132地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月26日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成23年4月26日から同年5月26日まで